

## 第2回 外部評価委員会 議事要録（案）

【日 時】 2026年3月2日（月）13:30～15:00

【場 所】 溶接会館 特別会議室 および Web 会議（Teams）

- 【議 題】
1. 出席者、議題の確認
  2. 規則および要領の改正ならびに2024年度事業報告・決算報告および2025年度事業計画・予算計画について【報告】
  3. 民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価に係る評価プロセスの運営・維持について【審議】
  4. 連絡事項、その他

- 【資 料】
- 1-1 出席者リスト
  - 2-1 設備技術規格評価委員会 規則 改正前後対比表（2025年5月28日改正）
  - 2 設備技術規格評価委員会 規則 改正前後対比表（2025年9月3日改正）
  - 3 民間規格等の審議に係る要領 改正前後対比表（2025年5月28日改正）
  - 4 民間規格等の審議に係る要領 改正前後対比表（2025年12月3日改正）
  - 5 情報公開等に係わる要領 改正前後対比表（2025年9月3日改正）
  - 6 異議等申立対応要領 改正前後対比表（2025年9月3日改正）
  - 7 異議等申立対応要領 改正前後対比表（2025年12月3日改正）
  - 8 2024年度 事業報告・決算報告
  - 9 2025年度 事業計画・予算計画
  - 3-1 外部評価書（案）

### 【議事要旨】

（阪上委員長）第2回の外部評価委員会を始めさせていただきたいと思います。お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

### 1. 出席者、議題の確認

（阪上委員長）それでは、本日のご出席いただいている皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。

私は委員長を務めさせていただいております阪上でございます。よろしくお願いいたします。会場の方に植木委員がいらっしゃいます。塩森委員がオンラインでご参加いただいております。よろしくお願います。

オブザーバーとしまして、経済産業省から牟田室長、中嶋室長補佐にご出席いただいております。どうもありがとうございます。よろしくお願います。

また、設備技術規格評価委員会の委員長の菅田先生、プロセス評価委員会の宮崎委員長、溶接協会の事務局の金子部長、佐古主管に傍聴していただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、この出席者で始めさせていただきたいと思いますが、委員の定足数を満足しておりますので本日の外部評価委員会は成立ということでお願いいたします

本日の議題でございますけれども、報告事項としまして規則及び要領の改正並びに2024年度事業報告・決算報告及び2025年度事業計画・予算計画についてということで、後ほど報告していただきます。また、審議事項でございますけれども、民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価に関わる評価プロセスの運営・維持についてということで、これは後ほどご説

明いただいたうえで皆様にご審議いただきます。よろしくお願いいたします。その他事項連絡事項でございます。

## 2. 規則および要領の改正ならびに 2024 年度事業報告・決算報告および 2025 年度事業計画・予算計画について【報告】

(阪上委員長) 最初に議題の 2 番目でございます。規則及び要領の改正並びに 2024 年度事業報告・決算報告及び 2025 年度事業計画・予算計画についてということで、こちら事務局の方からご報告をお願いいたします。

(事務局) 議題 2. につきまして、事務局から報告させていただきます。この議題では、昨年の外部評価委員会以降、今日に至るまで、改正された規則並びに要領の概要についてご説明させていただくとともに、2024 年度の事業報告と決算報告の概要並びに 2025 年度の事業計画および予算計画について、合わせて事務局長より報告させていただきます。資料の 2-1 から 2-9 に沿って、事務局の方から順に説明させていただきます。

まず、資料 2-1 ということで、規則が改正されております。赤字の下線が引いてある箇所が改正されております。94 条と改正前は記載されておりましたが、正しくは 49 条ということで、誤字につき改正後にあるとおり 49 条で修正しております。

資料 2-2 は、これも規則の改正です。左側の改正前のところで、第 13 条の 3 項と記載されておりますけれども、正しくは 2 項でございます。番号が 1 個飛んでおりましたので、これは誤字ということで 2 項に改正されております。

資料 2-3 は、民間規格等の審議に係る要領の改正前後の対比表です。まず、本委員会の審議手順 (1) で、赤字の改正前「の」になっていたところは、正しくは「を」ということで、誤字として修正させていただいております。次に、改正前にはなかった「また、」以降のところが追加されております。これは、設備技術規格評価委員会で審議に入るにあたってですね、審議対象となる民間規格に対して、民間規格の作成団体等に対して利害関係の有無、利害関係というのは、具体的には実際にその規格を作成したメンバーとなっている方が当委員会のメンバーになっていないかであるとか、あるいは審議するうえで公正性を担保できないような利害関係がある場合は申し出ていただくという規定がありますが、このことについて、従前は委員会で確認して議事録に残すということとどめておりましたが、やはり記録の 1 つとして残しましょうということで、委員会の方で審議していただきまして、今後、この要領の改正以降は評価書の記録の一部として利害関係の確認結果を残すということにしております。右側の備考欄に、そのあたりの経緯が記載されております。続きまして 3 番目のプロセス評価委員会の審議手順というところで、これはプロセス評価委員会の場合で、先ほどと同じ意味でございます。両委員会で利害関係の確認結果を書類として残すという改正を行っております。次に、本委員会の審議手順ということで、もともとなかった規定が右側の赤字の下線部のとおり追加されております。この赤字のところを読みますけれども、各委員が専門家として意見を表明していることをプロセス評価委員長は確認し、ということを追記させていただいております。この背景は、当委員会は設備技術規格評価委員会の技術評価、その後にパブリックコメント、プロセス評価委員会における全体審議を行うという審議の流れになっておりますが、両委員会がそれぞれ一定の独立性を担保する必要があるということで、例えば設備技術規格評価委員会で評価したものをプロセス評価委員会の委員が審議するにあたって、意見が言い難いといったことにならないように、プロセス評価委員長はすべての委員が各々の専門性を生かして、意見を表明していることを確認して、十分に審議を尽くすことで進めるべきだということで、こういった改正を行っております。細かいところは右側の備考欄に経緯が書いてあります。

続きまして、資料の 2-4 です。これも民間規格等の審議に関わる要領の改正です。まず、本委員会の審議手順というところで、左側の改正前ではひらがなで「もとづき」ということでしたが、右側の改正では漢字で「基づき」です。規則、要領等で、こういった表現のばらつき

が確認されましたので、規則、要領間で統一して記載するというにしております。意味は変わるものではないと思いますが、表記の統一を行ったものです。その下の「纏め」と漢字だったのをひらがなにしております。次に、プロセス評価委員会の審議手順ということでは、これも先ほどと同じように「纏め」の漢字をひらがなに統一したということでございます。その下の(5)プロセス評価委員会の審議結果と対応についてというところで、元々は全体技術評価書と記載されていたのですが、これは明らかな誤字です。全体技術評価書というものはありませんので、技術評価書と全体評価書でございますので、プロセス評価委員会では全体評価書を取り扱いますので、この技術が余計だということで、実際の委員会でこれを取り違えたことはないですが、ここに誤字がありましたということで技術を削除しております。(8)は新規項目です。趣旨は、昨年評価した規格は WES 9801 : 2024 で、今年度評価したのは、その改正版である WES 9801 : 2025 でございました。そうしますと、議論していく中で、仮に 2025 が承認されて民間規格として公開されたら、その改正前の 2024 の扱いはどうなるのだという問題提起がありました。ここで規定したのは、いきなり改正前の公開した規格の中から削除すると、事業者が適用している場合がありますので、不便があるだろうということで、経済産業省の告示で定めております保安検査の方法の運用に倣って、1 年間は古い規格も運用できるようにしましょうと。その 1 年間の間で順次新しい規格、この委員会は民間の新しい技術や考え方を規格にタイムリーに反映するという趣旨で設立されたところがありますので、新しい規格にできるだけ早く移行してもらおうということで、1 年間の猶予を与えましょうと。特別に、その規格作成団体あるいは事業者側の事情があって、1 年を超える場合を求められた場合は、そういったことも可能にするというふうに規定しております。原則は 1 年という規定をここに書いております。その他、それまで不明確であった、一旦公開したけれども、何らかの事情、例えば保安検査の方法の瑕疵等が確認された場合、公開したリストから削除できる規定を明確に追記してあります。規格の中身というより、その掲載期限の手順について、今まで定義されていませんでしたので、新たにここに定義したということになります。続きまして事務局のところですが、左側の④のところで「パ」とすべきところを「ハ」にしており、誤字ですので修正しました。附属書 1 は、技術評価書の添付書類になりますけれども、これは「パブ」とすべきところを「バフ」にしてしまっていたので直しました。最後に別紙 2 のところですが、先ほどの表記の統一と同様に、「とりまとめられているか」とひらがなの表記を漢字に統一するというで修正しております。

次は資料の 2-5 の情報公開等に係る要領の改正前後対比表です。3 項の(2)の D の最後に句読点の「。」が元々なかったのですが、他の A、B および C 項は句読点を打ってあるので、脱字として修正しております。

続きまして資料の 2-6 です。これは異議等申立対応要領ですけれども、下から 2 行目の「審議を行うことができる」は「審議を行うことができる」とすべきで、「で」が脱けていますので修正しております。また、「もとづき」のひらがなを漢字の「基づき」へ、「出来るだけ」の漢字をひらがなの「できるだけ」へ、それぞれ表記を統一しました。

規則、要領の改正については以上となります。

(阪上委員長) 規則、要領の改正について、改正前後のご説明をいただきましたけれども、ご質問あれば、お受けしたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。大部分が誤字、脱字の修正ということと、漢字表記の修正ということでございましたけれども、ご質問がないようですので、次のご説明に移らせていただきたいと思います。

次は 2024 年度の事業報告と決算報告ということですので、お願いいたします。

(事務局) 昨年のこの同委員会で、事業計画を皆さんに共有させていただいたと思います。1 年経ちまして、事業報告ということで皆さんと共有させていただきます。

事業報告ですけれども、昨年 5 月 28 日に設備技術規格評価委員会で承認されたものとなります。この委員会の事業計画は、主に委員会の開催予定、審議予定等を記載しております。こ

の委員会の役務、活動の内容は、民間規格の評価に関わる委員会の開催ということになりますので、委員会をどういう計画で開催する予定であるということが、事業計画の主な内容になりますので、それに対する実績を報告していくことになります。

2024年度は設備技術規格評価委員会を3回、プロセス評価委員会を2回の開催で、事業計画のとおり民間規格1件について評価いたしました。外部評価委員会ではできれば年度内にやりたかったのですが、日程調整等の都合で4月3日に1回開催しております。評価を実施した民間規格は、一般社団法人日本溶接協会のサステナブル保安部会より評価申請のありました以下の規格について、審議を行いました。WES 9801:2024「特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）」になります。委員会の開催実績は、このとおり実績がありました。

意見公募は、設備技術規格評価委員会での技術評価の審議が終了した後に、経済産業省に技術評価書を提出のうえパブリックコメントを行うのですが、経済産業省の内規で求められているとおり、最低30日間のパブリックコメントを実施しております。特段の意見はございませんでした。これは去年の委員会でも報告していたと思います。

評価、承認した民間規格の公開実績なしと書いてあるのですが、4月2日に全体評価書が承認されて実際に規格が公開されたのは、経済産業省へ全体評価書を提出後の4月8日付けで公開しております。

当委員会で評価する規格は、民間規格等作成団体からの申請を受け付けるという形で行うのですが、公募による方法と、随時受け付けるという方法があります。まあ、公募による受付というのは、次年度に評価を行うことを希望する団体向けに行うもので、来年度、審議を開始することをお約束し、随時の受付ですとタイミングによって審議開始ということになります。この2つの方法で受け付けているという格好になります。昨年は2025年2月3日から3月31日に受け付けたところ、今年度評価した規格になりますけれど、1件の応募がありました。

決算については後ほど説明します。特記事項として、設備技術規格評価委員会の前委員長の三宅淳巳氏におかれましては、一身上の都合により、2025年3月31日付けで辞任されました。

決算報告ですけれども、黒字が計画、赤字が実績となります。予算に対して実績です。初めて運営するということもありまして、会議の開催頻度とか、委員の方の参加方法、対面で参加されるのか、リモートで参加されるのか、その辺なかなか読みづらいところもありましたので、ずれが大きいところもあるのですが、結果的には総額で言いますと、816万円を見込んでいたところ、711万円強で予算内に収まりました。開催頻度が計画より減っていることもあり、こういった結果でございました。Web出席を当てにして計画することは難しいのですけれど、参考値としてどの程度の出席方法の分布だったのかということです。また、差が大きかったもの、プラスにしてもマイナスにしても記載させていただいて思います。

以上が2024年度の事業報告と決算報告でございます。

(事務局) すみません委員長、急遽、予定外で申し訳ないのですが、一旦ここで私の説明を終えて、議題3.の審議のところで予定していた申請団体による今年度評価した規格の改正内容の概要説明を先に実施したいという申し出がありました。いかがでしょうか。

(阪上委員長) はい、結構です。本来、ここは外部評価で、今までのプロセスを評価していただくのですけれども、やはりその規格の改正内容というのを知っていただくことが重要なんじゃないでしょうかということで、プロセス評価委員会に出ていただいた方には重複するのですけれども、今一度、改正の内容についてご説明いただくということで入れたいと思うのですけれどもよろしいでしょうか。

(事務局) 増子さん、すみません、お待たせしました。

《注記》 議題3. の冒頭に予定していた申請団体による今年度評価した民間規格の改正内容の概要説明について、申請団体の説明者である増子主査の都合により、議題2. の途中で先に実施することとした。

(増子主査) 規格の原案の作成を担当しています E N E O S の増子と申します。私から WES 9801 の改正内容の概要について簡単にご説明させていただきます。本日の説明は、最初にこの規格がどういうものかというところを簡単にご説明した後に、改正についてご説明させていただきます。

それでは最初に背景の方をご説明いたします。そもそも保安検査基準とは何かということですが、すけれども、経済産業省が定めています高圧ガス保安法上の技術基準がございまして、この技術基準に適合していることを1年に1回確認するという位置付けで、法定検査になります。

検査方法については、高圧ガス保安協会の規格 KHK S 0850-3 の保安検査基準が告示で保安検査基準として指定されています。加えて、認定事業者については同じく高圧ガス保安協会の KHK S 0851 「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期決定基準」を活用できるということになっておりまして、方法としては 0850-3 と 0851 の基準を使うことができるという位置付けになっています。

そもそも高圧ガス保安法上の保安検査というのは、1番上に高圧ガス保安法があって、その中の告示で KHK S の規格が保安検査の方法として規定されていて、これに沿って事業所は保安検査を実施していました。認定制度が新しくなるのと一緒に、認定事業所の中でも高度な事業所、通称 A 認定事業所については、民間の規格評価機関が承認した民間の保安検査基準を活用することができるということになりました。

今回審議していただいているのも、この A 認定用の民間保安検査基準として日本溶接協会の方で作成した保安検査基準、こういった位置付けになります。具体的に今回審議していただく WES 9801 はどんなものかということ、保安検査といっても、ある意味、維持管理の基準ということで、やはり一番広く使われている技術規格としては API とか ASME が一番広く活用されているということ、こういった海外規格の維持管理の考え方をこの保安検査基準の中に取り込むということです。海外の規格を日本で使おうとなると、やはり日本の各種事情、地震とか法規に適合させる必要があるため、そういったところを適合させるために、9801 と海外規格を繋ぐために WES 9802 の圧力設備の維持管理基準を合わせて策定しています。

先ほどご説明した技術基準は全部で 70 項目ぐらいあって、そのほとんどがああ、技術的な内容じゃなくて、法的な要求で保安の距離とか看板とか、こういったものを多く含んでいますので、そういったところは KHK S 0850 保安検査基準を引用する形で作成しています。

本日審議いただくのは、WES 9801 の 2025 年度版になるのですが、初版は昨年の 4 月 2 日に民間評価機関に承認いただいて、WES 9801 の 2024 年度版として公開されているという状況になります。

それでは WES 9801 の 2025 年度版の主な改正点をご説明いたします。改訂点は主に 5 点ございます。

一つ目が気密試験の方法の明確化ということで、特段、初版から変更しているわけではなく、初版の規格の書き方がわかりにくい部分があったので、わかりやすくしたというもので、大きく二つあります。まず一つ目は、初版で ASME の考え方を導入して、低圧の窒素で気密試験をした後に、実際に高圧ガスを導入して、圧力を段階的に上げていくという方法、段階法と呼んでいますけれども、こちらを導入したのですが、この保安検査基準の中に、気密試験の記載場所がガス設備と高圧ガス設備と導管と 3 か所ございました。一番詳しく書いている高圧ガス設備のところでは、明確に段階法と規定しているのですが、ガス設備と導管の方が段階法について記載が曖昧で明確でなかったということで、改めてガス設備も導管も段階法を適用しますよということになりまして、わかりやすく修正した。ガス設備の方は日本語の記載が若干異なっていたのを同じよう記載に修正したものです。二つ目が動機器の気密試験方法ということ

で、動機器というのは、いわゆるポンプとかコンプレッサーになるのですけれども、ポンプとかコンプレッサーは、どうしても機械の性質上、停止した状態でガスを入れて圧力をかけてしまうと、摺動部という回転部分の漏れを抑える設備、軸封部というのですけれども、そこからどうしても漏れてしまうということで、基本的には実ガスでテストを従来からしていました。今回、段階法も実ガスでテストをするということで、段階法の一部だろうということで、あえて細かい記載をしていなかったのですけれども、動機器については、例えばポンプのスイッチを入れると一気に最終圧力まで上がってしまうとか、低圧のガスでのテストをしないという意味では、同じ実流体のテストでも若干異なるので、ここはわかりやすく、動機器については段階法とは似ているのですけれど、最初から実ガスでやりますというようにわかりやすく記載したものです。ということで、気密試験方法は特段変更ではなく、わかりやすく記載したものです。

二つ目が外部検査による内部検査の代替の判断方法、初版では、例えば腐食環境があまり厳しくないとか余寿命が長いといった機器については、内部からの目視検査を外部からの非破壊検査で代替できるといった考え方を導入しました。元々、APIには似たような腐食環境の設備は似たもの同士の違う機器の内部検査の結果で、外部からの検査に関する代替の判断をしても良いという記載がありました。初版の時は、この似たような設備とはどういう設備なのだということまで整理ができなかったため、この似たような設備での判断をするところの導入を保留していました。今回、ここは充分整理できたので、類似機器で判断する方法を規定したというものです。ですので、こちらも新しい考え方ではございません。似たような設備というのはどういうものかというのを、このように規格に反映することで、代表設備で判断する方法を導入しました。

三点目が溶接補修方法を規格の中で整理し直したというものです。溶接補修というのは色々な方法がありますが、具体的には肉盛り溶接、これは初版で書いてありますが、これ以外にも、窓の部分を作り欠いて窓の部分を取り替えるようなはめ板溶接補修とか、減肉部に板を当てて溶接する当て板溶接補修、こういった方法がございました。この中で、元々、高圧ガスの保安検査基準に記載のあった肉盛り溶接補修だけを同じように規定していたのですけれども、維持規格として、やはり溶接補修全般を規定した方が良いということで、実際、KHK Sの0851に書いてあるところもあるので、今回、溶接補修全般を記載しました。一点、変更点は、この当て板溶接補修について、従来、高圧ガス保安法ではあまり適用されていなかった。消防法とか労安法では適用されていたのですけれども、高圧ガス保安法では適用してこなかった。これについて、まず設計基準を明確にASMEのPCC2に従ってやるということを明確にしたことと、ASMEでは当て板溶接補修した時に耐圧試験は不要ですけれども、高圧ガス対応ということで、高圧ガス設備の当て板溶接補修については耐圧試験をやるとしております。加えて、溶接補修については、これは検査基準なので、補修する時の許認可手続きは、別途適切に実施するというを明確にすることで、この溶接補修全般を規格に整理して規定しました。規格の方は溶接全般を入れたので、設計は何に従いますよとか、こういう形で全体に記入していきまして、当て板の溶接補修については耐圧試験の免除規定の対象外ということで、耐圧試験は要ります。加えて、当て板溶接補修についてはASMEによって設計しますということで、WES 9802の箇条7による。具体的には、当て板溶接補修についてはASMEで設計する、それ以外の溶接補修についてはWESまたはASMEで設計するというで規定をしています。これは参考ですけれども、ASME規格で当て板溶接補修を行う場合の設計基準になります。このように、明確に計算方法が示されています。

四つ目が安全弁の検査周期です。安全弁というのは、圧力が想定以上に上がった時に圧力を放出して圧力を下げる設備になります。APIには元々記載があるのは理解していたのですけれども、技術的な根拠等の整理が充分に出来ていないということで、初版では継続検討としていたものです。具体的には、安全弁というのはいろんな型式があって、高圧ガス保安法上は型式に

よって整備の時期を1年、2年、4年というふうに決まりがあります。これに対して、APIの中では安全弁に関しては、汚れとか腐食がないところは基本4年、汚れとか腐食のところでは作動に問題がないというようなところは8年で、さらには実績でもうちょっと長く使える場合はもっと長くしてみる、こういう規定になっています。今回このAPIを参考に、安全弁の周期を型式に関係なく基本4年。実際に過去の検査の実績から、腐食とか汚れの影響がないというふうに判断できたものについては、最長8年まで延長できるというええ形で規格に反映しました。APIでは8年以上延長してもいいと書いてあったのですが、安全装置なのでそこまでしないでいいだろうということで、今回は基本4年で、しかも実績確認できたものを8年までという内容で反映しました。実際に日本でも1年、2年、4年となっているのですが、認定の中で4年連続運転している設備については、4年で実施するというデビエーション申請をして4年の実績というのは多数保有しています。ということで、実質的には大きな変更じゃないと考えています。

最後に、その他としていろいろ規格をわかりやすく修正したので、先ほどの溶接補修とか全般の書き方を変えたり、規格の問い合わせを少し親切にAPI風に付属書を作成したり、あとは昨年、民間規格評価機関のご指摘で、一部解説にとどめたものとか訂正票を規格に反映しました。以上が変更点になります。

(阪上委員長) ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明についてご質問あればお願いいたします。委員の皆様よろしいでしょうか。塩森委員、いかがでしょうか。

(塩森委員) ご説明どうもありがとうございました。このWES 9801については、過去の設備技術規格評価委員会ならびにプロセス評価委員会ですべて十分に審議されてきた内容だと思いますので、特にコメントはございません。

(阪上委員長) ありがとうございます。それでは委員の皆様からのご質問、ご意見はないということで、増子さん、どうもありがとうございました。

(増子主査) ありがとうございます。

(阪上委員長) それでは先ほどの報告の方に戻らせていただきまして、2025年度の事業計画についてのご説明をお願いいたします。

(事務局) 2025年度の事業計画でございますけれども、これも昨年5月28日の設備技術規格評価委員会で承認された内容となります。

ただ今ご説明のありましたWES 9801：2025につきまして、2025年度に評価するという計画でございました。

当初の開催予定ということで、設備技術規格評価委員会につきましては第4回と第5回、実際には第6回を追加で開催しております。後ほど議題の3番目で触れることになってと思いますが、事業計画はあくまでも当時の予定で、プロセス評価委員会は第3回ということで1回、実際の時期は今年の2月になっております。この外部評価委員会ですけれども、3月下旬から4月上旬としておりましたが、本日の開催ということになっております。

パブリックコメントの予定は、先ほどの設備技術規格評価委員会での技術評価の審議のスケジュールを睨みまして8月から9月にかけて計画しておりましたが、実際は10月に実施しております。

評価、承認した民間規格の公開の目論見は、2025年の12月から2026年1月で、実際には2月上旬にプロセス評価委員会が終わった後に公開しております。

次年度、2026年度に評価する民間規格等の募集ということで、公募を計画していました。後ほど紹介いたしますけれども、実際に本年1月から2月にかけて公募して、1件の申請がありました。その他特記事項ございません。

予算計画でございますけれども、昨年度816万円の予算に対して710万強の実績だと説明いたしましたけれども、同様に今年度も800万円の予算を計上しております。実績はまだ集計されておられませんけれども、そういう予算計画を立てました。

2025年度の事業教育と予算計画については、以上の説明となります。

(阪上委員長) ありがとうございます。先ほどご説明いただいた2024年度の事業報告、それから今ご説明いただいた2025年度事業計画について、委員の皆様からご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。塩森委員、ご質問よろしいでしょうか。

(塩森委員) 特に質問はございません。

(阪上委員長) ありがとうございます。それでは、これで2つ目の報告事項を終わらせていただきます。

### 3. 民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価に係る評価プロセスの運営・維持について【審議】

(阪上委員長) では続きまして、審議事項に入りたいと思います。今日の議題の3つ目です。民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価に関わる評価プロセスの運営維持についてということで、こちらは外部評価書案に基づいての審議をお願いいたしたいと思います。

外部評価の対象期間は、去年の外部評価における対象期間の翌日から外部評価委員会の開催日までの活動実績日として、対象期間中の委員会活動等の概要をご確認のうえ、規格プロセスへの適合状況というものを審議していただきたいと思います。

外部評価委員会ですので、本来は設備技術規格評価委員会とプロセス評価委員会として報告をいただかないといけないのですが、ここでは事務局の方で、代わりにご説明いただくということで、ご了解いただきたいと思います。それでは、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局) 阪上委員長の方から説明していただいたとおり、外部評価書にて外部評価を行っていただくということです。評価対象期間、評価対象規格は、先ほど委員長から説明があったとおりです。

まず、評価書の構成ですけれども、1番目は委員会の対象期間における活動状況、トピックス等を整理しております。2番目として、規格評価プロセスへの適合状況ということで、ここが外部評価のポイント、重要な点になりますけれども、外部評価そのものということになりますけれども、この評価項目というのは経済産業省の内規で定められた規格評価のプロセスの要件を抜粋したものでございます。それに合致した評価プロセスとなっているかということを確認していただくということです。評価のところを適合している場合は○、と事務局の方で確認した暫定的な評価を書いておりますので、本日の審議において、最終的な評価をしていただければと思います。3番目ですけれども、厳密には外部評価というカテゴリーには含まれないかもしれませんが、この外部評価委員会の役割としては異議等申立、設備技術評価委員会なり、プロセス評価委員会の審議等々、あるいは民間規格において異議等申立があった場合、この外部評価委員会が、その対応を行うための委員会を構成するというふうに定められておりますので、異議等申立があったかなかったか、それに対する対応を適切に行ったかどうかということも重要なポイントだと考えられますので、こういった3項を設けております。4番目は、1番目の活動状況等の関連資料詳細がここにあります。事前に皆さんには見ていただいていると思いますが、資料としてここに添付、列挙させていただいております。

それでは一番目から、私の方でポイント、概要を説明させていただきたいと思います。まず委員会等の活動状況ということで、2025年5月28日に第4回設備技術規格評価委員会を行いました。ここでのトピックスは議事の2番目、新委員の承認、委員長の互選、事業報告で説明させてもらいましたが、前委員長が辞任されましたので、新たな委員を迎えて委員長に就任していただいたということで、その手続きを行っております。先ほど説明しましたが、規則、要領の改正を審議しておりますので、そのことについて議事としております。先ほど確認していただいた事業報告、決算報告、2025年度の事業計画および予算計画等について審議していただいております。

2番目になりますけれども、第5回の設備技術規格評価委員会ということで、ここから実際のWES 9801：2025の審議、4番目の議事になります。その前の3番目のところで、この委員会は1年間の活動について、経済産業省高圧ガス保安室様の方で、その活動状況を高圧ガス小委員会で報告していただいております。その内容についてご説明をいただいております。4番目の民間規格の評価ということで、ここから審議を開始しております。5番目の技術評価が終了した後、パブリックコメントを実施しますので、その公募案も審議していただいております。規則、要領の改正を最後にやっているのは、先ほどの「てにをは」とか「誤字脱字系」でしたので、審議に本質的に影響はないという判断で、こういった順番で審議を優先してやっております。ここで一旦、技術評価を終えております。

技術評価書を一旦終えましたので、パブリックコメントに移るとということで、ここに書いておりますけれども、第5回設備技術規格評価委員会で承認された技術評価書案およびパブリックコメント公募案について、経済産業省に通知した後、ホームページ上でパブリックコメントを告知したと。結果、意見はなかったです。

ここで皆さんにご報告しておかなきゃいけないことがあります。赤字で注というふうに記載しております。後ほど、あの評価の欄でも同じように記載させてもらっていますけれども、経済産業省に通知と書いてありますが、民間規格等の審議に係る要領において、パブリックコメントを開始する際には、設備技術規格評価委員会の委員長名で技術評価書案を提出することと規定されています。本件においては、パブリックコメント開始前に経済産業省へメールにて技術評価書案の報告は実施していたものの、委員長名での提出という点で形式の不備があったので、経済産業省よりご指摘を受けてしまいました。これは事務局の不手際ということです。当該不備に関わる技術評価書案の再提出の必要はないとのご回答を得ているのですが、当然、次回以降は本来の要領に基づいて委員長名の提出を確実にを行うよう改善を指導されております。この指導を踏まえて、今後、手続きの適正化に努めますということです。これだけ見ると、何が起こったのかわかりづらいので、資料の方に関連資料がありますので、パブリックコメントのところでは、まず経済産業省への事前報告は、実際には電子メールの方でやっておりますので、それを抜粋しております。まず宛名が高圧ガス保安室御中ということで、写しに委員長名で、この本文の方には技術評価書案あるいは関連書類等、書類が多いので、このホームページの告知ということで、ここにリンク先に資料が閲覧できるようになっているのですが、メールに全部添付することは難しいので、ここに技術評価書あるいは関連書類は確認できるようにはなっていたのですが、これを見ていただくとわかるように、誰が発信したのか、委員長名とは読み取れないとのご指摘のとおりなのですが、一方で、この後に全体評価書も規格の公開に先立って、経済産業省様へ報告してから全体評価書、規格の公開に至るということになるのですが、その全体評価者につきましては、このように宛先と発信者名、資料の実物を見ていただくために資料のリンク先、あくまでも全体評価書を公開前にご提出いたします、という体裁になっております。発信者、発信日も明記して、このように提出しております。これと比べると、先ほどの技術評価書案というのは、経済産業省様への提出という形では不備があると言わざるを得ないということで、ご指導を受けたという内容でございます。再提出は必要ありませんと言っておりますので、提出した格好にはなると理解して評価を○とさせていただいているところです。

続きまして、パブリックコメントでは意見はありませんでしたので、予定では次にプロセス評価委員会に移行できるはずだったのですが、第6回の設備技術規格評価委員会を開催する必要が発生しました。申請団体の方から、この規格の解説部分に、この規格を使う事業者が万が一にも誤解しないように解説の内容を修正したいと、日本語をわかりやすいように修正したいという申し出がありました。パブリックコメントも終了していたしましたので、委員会を開催して審議をして、その内容を確認する必要があるであろうということで追加で開催しました。この訂正票もここに添付しておりますが、溶接協会のホームページでも皆さんが閲覧できるのですが、

実際にはこういった黄色はありません。今日は私が見やすいようにハイライトしているだけです。左と右とで誤と正、誤が訂正前で、正というのは訂正後です。ここの黄色い部分でハイライトしているところを修正されたということです。内容は基本的には変わっていないけれど、読み方によって誤解を生じないように、日本語としてよりわかりやすい内容に変えたいという申し出があったので、委員会を追加開催して審議をしていただき、委員の方から特段のご意見はありませんでした。パブリックコメントでも、この件に関して意見はありませんでしたし、この修正をもって次のプロセスに移行しても問題ないだろうという判断で、ここで確認した後、この訂正票を前提にプロセス評価委員会に移行しましょうと、全体評価に移っていただきましょうということです。元々の規格にこの訂正票が加えられた内容で、全体評価をしていたかどうかという流れになりました。それがこの12月3日の第6回でのこととございまして、3番目の話になります。4番目で要領の改正を行っています。この要領の改正というのは、先ほど説明しました掲載期限、全体評価へ移行することを決めましたので、そうすると旧版の扱いが定義をしておかないといけないということで、この時に掲載期限を審議しました。5番目のところは、この委員会が2024年6月末に認可されまして、8月から委員会を開始しておりますが、今年の6月までの任期となっておりますので、そろそろ任期が見えてきましたので、ここで次期委員の委嘱、委員の皆さんの相互承認という形で手続きを踏ませてもらって、そこで次期2026年の6月以降の委員、基本的には現体制ですけれども、その体制を確認させていただいたということをやっております。設備技術規格評価委員会では一名、やむにやまれない事情で、退任される委員がおられるのですが、それ以外は皆さん再任ということになっております。

設備技術規格評価委員会の審議が終わりましたので、今年2月6日に全体評価を行うべく、プロセス評価委員会を開催しております。議事の中でトピックスを言いますと、昨年第2回から一年近く開催していませんでしたが、その間に一名の委員が組織の定期異動にも伴って退任されていますので、規則に基づいて同じ組織の人事異動に伴う委員については、同じ組織内から、もちろん同様な経歴とか経験を持たれている方、そのまま委員になることができると定められております。ここでいう新委員の一人については、そういうことです。行政の方です。もう一人は、先ほど設備技術規格評価委員会の方で、具体的には菅田委員長ですけれども、菅田委員長は新たに設備技術規格評価委員会の委員になりましたが、同時にプロセス評価委員会の委員になりますので、お二人について、この委員会で確認させていただいて、皆さん新委員ということで承認されております。規則、要領の改正、先ほどと同じように4番、5番と報告させていただいております。6番目が全体評価ということで審議されております。ここにトピックスは記載されていませんが、様々な議論がなされています。次回のプロセス評価委員会で正式に承認されて議事録が正式なものになりますが、今、案が公開されていますので、この資料の方にもリンクで添付しておりますのでご確認いただければと思います。7番目で、プロセス評価委員会の委員も今年の6月までが任期になりますので、次期の委員ということで、設備技術規格評価委員会一名、プロセス評価委員会一名、合わせて二名の方が残念ながら退任されるのですが、それ以外の方はそのまま再任、宮崎委員長、鷺津副委員長もそのままの体制で承認されております。

2月6日で承認していただきましたので、2月10日に先ほどの経済産業省への全体評価書を提出した後、当委員会のホームページ上で民間規格としてリストにWES 9801:2025を公開しております。ホームページを確認していただければわかるのですが、WES 9801:2024については、先ほど要領で定めた掲載期限を記載して公開しています。今、2024と2025とが同時に公開されている格好ですが、2024については掲載期限が明確に定められております。

最後、1月6日から2月末の二ヶ月弱の期間で、2026年度の評価申請の受付ということで公募しました。1件の応募を受け付けました。公募要領は割愛しますが、評価申請書を受け付けています。添付書類があるのですが、ここでは割愛します。具体的には赤字でハイライトしていますけれども、2026版です。2025を先ほど承認したという話なのですが、もう2026が出

来上がっているようです。パブリックコメントがまもなく行われるという手順です。設備技術規格評価委員会では、評価できるのはあくまでも申請団体内で正式な手続きで正式に承認されたものという条件が付きましますので、ここで案を揉む場ではありませんので、それがおそらく本年の7月以降になろうかと。設備技術規格評価委員会が開催できるとしても、7月の下旬ないしは8月頃と見込んでおります。必要な書類も全て揃ったことを事務局で確認しましたら、実際の評価活動に移行したいと思っております。以上が、1番目の評価対象期間における活動状況ということで記載させていただきました。

2番目が一番大事なところですが、規格評価プロセスへの適合状況ということで、項目数として①番目から⑨番目まであります。それぞれについて確認させていただきます。この評価項目については、必ずしも今年一年間の活動に限定した内容でもなく、この委員会の建付けとして求められている要件も含まれております。いつも同じ話というところの内容がありますのでご留意願います。

①番目、評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならないということで、評価される民間規格に関係する者として、日本溶接協会の圧力設備サステナブル保安部会の関係者が審議の場に参加していただいております。あと委員についても、規則第4条において設備技術規格評価委員会は、民間規格に関わる利害関係者を幅広く選任することとしている。設備技術規格評価委員会と言っていますが、当然、プロセス評価委員会も兼任していますので、保安検査の方法に関わる分野の方も参加していただいているということです。

②番目の民間規格評価機関は規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならないということで、毎回同じ話になりますが、規則第4条あるいは第13条において、委員に対して一切の金銭的な制約や団体組織資格の会員資格を条件付けないと規定しています。また、規則第9条および第17条において、委員以外も委員会に参加できると規定しています。議決権を持つ、持たないはありますが、委員会に参加して意見を述べることもできます。また、民間規格等の審議に係わる要領1.項にて、民間規格の評価申請の受付は公募により行うことと規定しています。これは一般から広く受け付けますよ、広く開かれた場で審議させていただきますよと、今は日本溶接協会さんから申請していただいておりますが、特定の団体だけしか受け付けられないということではなく、公募しているのはそういう背景で随時受け付けています。規則第23条において、本委員会の運営に係る費用は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業会計等から支出することとする。高額な評価申請料を申請者から供出させているということではない。ただし、やはり経費は掛かるので、先ほどの800万円ぐらいの話であれば、溶接協会が負担できる範囲ですが、例えば何件も件数が来たりすると、そういう訳にもいかないの、一定以上の経費を要する場合は実費ベースで請求することができるという規定をしております。

③番目、民間基礎評価機関は、評価委員会の議決と参加者に組織の会員資格を条件付けてはならない。先ほどの4条、13条もそうですし、実際に委員は、個人の経歴や資質に基づいた推薦により選任されているということで、例えば何とか会社に所属しているからとか、何とか協会に所属しているからということで、委員になってもらっている訳ではなくて、当然そういう組織の中に経歴を持った方がおられるのは、そのとおりなのですが、実際にその委員の経歴等を確認して委員会の場で承認していただいているので、誰でもいい訳ではないですよという話でございます。

(中嶋室長補佐) 評価⑥の右側の欄の項目ですが、例えば一つ目の技術基準に要求される性能との項目上の対応についてというところ、技術評価書 資料2 添付資料6 別添9、10-1、10-2は他の資料になるのではないかと思います。これ他も全部そうですけど、対応していないのではないですか。

(事務局) 別添の番号がずれているということですか。

(中嶋室長補佐) そうですね。実際には、別添9はパブリックコメントで、別添10の1はなくて別添10でサステナブル保安部会の委員会規則なので、多分、この欄は全部対応していないのではないかなと思いますので確認してください。

(事務局) 確認が必要ですね。すみません、書類としては存在していますので確認して修正します。どうもありがとうございます。

後日、私の方で修正して、委員の皆様にご確認していただくということによろしいですか。

(阪上委員長) 今日この場で修正するのも、また間違っはいけないので、存在しているということが明らかであれば、資料番号だけ付け直して、それを追加でお認めいただくということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。すみません、大変失礼しました。

では、④番に行かせてもらっていいでしょうか。④番は、不作為または不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取り扱いに対する異議申立ての適切な手順を文書で定めなければならないということで、規則の第20条、それとは別に異議等申立対応要領に規格評価プロセス上の不適切な取り扱いに対する異議申立の適切な処理手順を規定しております。

⑤番目、民間規格評価機関は評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスにおいて、適切な手順を文書で定めなければならないということで、規則の方では第7条および第16条、詳細については、民間規格等の審議に係る要領2.項および3.項において、各委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を規定しております。

⑥番で、民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。これは、主に技術評価書に対する要件を言っているところでございます。技術評価書でも同じような設問があつて、その資料を確認しておりますので、先ほど資料番号を読み上げてもあまり意味がないということがわかりましたので、すべて1対1で対応できていますので、後日、この正しい資料番号に修正させてもらって、委員の皆さんにご確認していただきます。はい、大変失礼しました。これはすでにあの技術評価書の段階で確認されている項目でございます。

⑦番目に行かせていただきます。⑦番目は、民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも1年に1回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。先ほど説明させてもらった事業計画のとおりで、この趣旨は、矢継ぎ早に評価して拙速な評価、審議にならないように、計画的に評価をなささいということだと思いますが、その目的で公募をして、申請のあったものは事業計画を立てて、委員会の開催計画を立てて、十分に時間的な余裕を持って審議するように計画しております。事業計画は委員会で承認された後、ホームページで公開しております。

⑧番目、民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。パブリックコメントの前に技術評価を終えていますので、技術評価書を国に提出しなければならない。つまり、技術評価書を持ってパブリックコメントを行うということですが、この記載のとおりパブリックコメントは実施したのですが、この赤字のところを先ほど説明したとおり、この前段に経済産業省様の方へ技術評価書の案を提出する手続きにおいて、形式的な不備があつたということですが、再提出ということではなくて、次回以降改善しなさいというご指導でしたので、評価は○とさせていただいております。

⑨番目になりますけれども、民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならないということで、民間規格等の審議に係る要領3.項(6)に基づき、妥当性を確認した民間規格について、全体評価書を添えて設備

技術規格評価委員会の委員長名およびプロセス評価委員会の委員長名で、先ほどお見せしたとおり経済産業省に報告後、ホームページ上で公開させていただいております。なお、当該民間規格を公開するにあたり、コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第49条の7の13第5項第3号に基づく保安検査の方法であることを明記するとともに、全体評価書を併せて公開しています。以上がいわゆる外部評価の主要なところになります。

3番目、異議等申立への対応状況ということで、まず評価項目①として、事務局は、異議等(異議、苦情)の申立の受付、リストへの登録および申立者への回答を適切に実施しているかということですが、申立はありませんでした。②番、③番、④番も申立はございませんでしたので、評価なしということです。適合とも言えないので、評価できませんでしたということになります。

4番目は、活動内容の関連資料でございます。外部評価書に関する説明は以上となります。(阪上委員長) どうもありがとうございました。ご質問ございましたらお願いいたします。会場の方から植木委員、よろしいでしょうか。

(植木委員) 内容的には問題ないと思っておりますので、一点、本当に形式的なものなんですけれども、II.の規格評価プロセスへの適合状況、①の確認内容の箇所ですが、全く本当に形式的なところで恐縮ですけど、最初の文で評価される民間規格に関係する者として、の「者」を評価項目のところの記載と同様に漢字で記載された方がよろしいかと思っております。規則上も漢字で表記されているようなので。

(阪上委員長) ありがとうございます。オンラインでご出席の塩森様、いかがでしょうか。

(塩森委員) ご説明ありがとうございます。特に内容について意見はないですけども、一つ目の委員会等の活動状況で、設備技術規格評価委員会について、利害関係者の確認プロセスをちゃんと記録を取るようにしたということが、第4回のところでご報告されていたと思います。規則、要領の比較表の資料2-3に追記されていたと思います。ああいった記録を残すというのは、ゆくゆく審議の有効性をしっかり示すという根拠になるので、大変良いことではないかなと思えました。

(阪上委員長) コメントということで記載させていただいてよろしいでしょうか。

(塩森委員) はい。以上です。

(阪上委員長) ありがとうございます。内容に関しては、皆様ご承認いただいているということでございますので、先ほどの別添資料の資料番号のずれをもう1回ご確認をいただいたうえで、重要な確認事項の欄に入ってくるころですので、再確認をさせていただいたうえで、最終的な外部評価書ということにさせていただきたいと思っております。

(事務局) 後日、私の方で修正させていただいて、メールベースで書面決議の形で確認していただければと思います。

(阪上委員長) わかりました。今日の段階では、外部評価書案の案は取れないですけども、外部評価書の別添資料の資料番号をご修正いただいたうえで、もう一度チェックをしていただいて、ご承認いただいたら、外部評価書とさせていただきますということで進めさせていただきたいと思っております。日程的には？

(事務局) ここはすぐ直せますので、この数日中に。

(阪上委員長) わかりました。

(牟田室長) 日程関係で、3月11日に高圧ガス小委員会を予定してございますので、そこに間に合うような形で進めていただければと思います。

(阪上委員長) ありがとうございます。絶対に間に合わないといけないので、そういうスケジュールで委員の皆様もよろしくお願いいたします。

(事務局) 明日には、皆さんに確認させていただいて、皆さんのご了解が得られれば、案を取ってという形でいかがでしょうか。

(阪上委員長) 日にちがなくて申し訳ないですけども、そういうスケジュールで進めさせていただきたいと思います。高圧ガス小委員会、非常に重要な委員会ですので。

(事務局) 間違い申し訳ございませんでした。

(阪上委員長) よろしく願いいたします。外部評価書については、以上でございます。

#### 4. 連絡事項、その他

(阪上委員長) では、議題の4つ目でございます。連絡事項、その他です。

(事務局) 特に資料はございませんが、この外部評価委員会の委員の皆様様の任期は、今年の6月とさせていただきますいております。外部評価委員会の規定では、委員は、設備技術規格評価委員長が適宜指名するということですので、他の二つの委員会とは異なり、この委員会で審議するという形ではないので議事に盛り込んでおりません。次期の設備技術規格評価委員長が決まりましたので、外部評価委員会は6月までは現委員でやっていただき、6月以降は次期の設備技術規格評価委員長が正式に委嘱されたと同時に、皆さんに再任をお願いする格好になろうかと思っておりますので、もし何かご事情があるということであれば、個別に事務局の方へご連絡いただいて、その上で設備技術規格評価委員長と相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(阪上委員長) そのようなことになっているそうでございますので、よろしくお願いいたします。他にはありますか。

(事務局) 事務局からはございません。

(阪上委員長) 委員の皆様方から最後に何かございますか。塩森委員、よろしいでしょうか。

(塩森委員) 本日は対面参加が叶わず、大変失礼しました。実は、今日これから海外出張に行く予定だったので、オンライン参加にさせていただいたのですが、今日の朝になってですね、昨今の中東情勢悪化によって、出張が取り消しになってしまったのですが、なかなかギリギリすぎて、対面という訳にもいかず、今日はそのままオンラインで失礼させていただきました。また、引き続きよろしくお願い致します。

(阪上委員長) 大変な時にありがとうございました。それでは、これで第2回の外部評価委員会を終了させていただきたいと思います。ご出席いただきました委員の皆様方、また、オブザーバーでご出席いただきました皆様、どうもありがとうございました。では、これで終了させていただきます。

以上